

令和7年12月定例会 一般質問 川田裕議員

※代表質問・一般質問の会議録より抜粋し掲載しております。(各議員からの「質問」(問)に該当する部分を黄色マーキングしております。

「旭ヶ丘特定土地区画整理事業の換地処分等の効果検証について」

○川田 裕 皆さんこんばんは。もう、こんばんはの時間になってしまいました。もう、6時前ですけれども、お疲れであると思いますが、最後までご清聴のほどよろしくお願いを申し上げます。

まず、青森県の東方沖地震、被災なされ、そして負傷なされた皆様の一日も早いご回復をお祈りします。本当に、大地震だけは防御できるものではありませんので、皆さん回復をしていただきたいと思っております。

本日の一般質問は、まず1番、旭ヶ丘特定土地区画整理事業の換地処分等の効果検証についてをさせていただきたいと思っております。

これは、旭ヶ丘特定土地区画整理事業、以下組合とありますが、昭和59年3月1日に事業認可を受けまして、約25年間、とても長い時間がかかって、組合が解散できるまでに至っております。区画整理事業が終了したということですね。他の区画整理事業と異なって、この本件組合の事業期間が長期化した原因は、事業経費の多大な不足からですね。本来、土地があって、そして道路を造る土地も入れ、そして販売する土地も入れ、販売する土地、保留地とありますが、その保留地を売っても事業費のほうが莫大に大きくて返せない、そしてお金が回らなくなったわけですね。それで、差押えとか食らったりとかいろいろなことがありまして、事業が途中で頓挫してしまった、そういったものであります。

当然、そのときにはもう住民さんがかなり住んできていったわけですけれども。土地区画整理事業というのは、一つの家と一緒にですから、個人主の土地と一緒にですから。ただ、その中に自分の、はい、川田さんはここですよ、清川さんはここですよと決められて、割り当てられた土地でしかない、登記もない、そして地番もない、そういった土地でございました。それは売却をすることもできず、当時はテレビ局がどんどん押しかけてきて、全国でも珍しい問題でありましたので、いわゆる地獄のニュータウンということで、もう連日テレビで放送されまして、土地を買って、ついの住みかだといって住み着いたら、そしたら今度は莫大な800万円、1,000万円のお金を1件当たり払えというふうなことになりました。それは、なぜそういうことになったかということ、土地区画整理組合法という法律がございまして、その中で参加組合員、参加組合員というのは、当初土地を持っておられた方ですね。土地を減歩して、渡して、そして残った土地を持っておられる方、組合をスタートさせた方たちですね。この方は参加組合員といいます。そして、その方たちから、その方っていうのは土地いっぱい持ってますから、自分の土地を今度売っていったりもできるんですね。それ

を、仮換地の土地を買った人っていいですが、その土地を買った人は組合員になるんです。参加組合員じゃなく、ただの組合員ですが。でも、その組合員から、事業費が不足した場合、賦課金を徴収することができるということで、区画整理法第40条にそれが書いてあります。これが決められて、いきなり請求書が送られてきたと、こういうふうな問題でありました。

私も、まだ旭ヶ丘に引っ越して数年しかたってなかったと思うんですが、いきなりそういった多額の請求書が送ってこられて、もうみんな大慌てで、ニュータウンに住んでおられる方、大問題になってたんですね。それが、もう香芝市にも相談に来ましたけれども、何の支援もしてくれないし、何の助言もいただけないと、まあ言う、逃げまくってるという、そんな状況でした。逆に、もう我々で何とか解決できないかということで、ニュータウンの皆さんと一緒に、区画整理組合とも闘うために対策本部を立ち上げまして、そこで僕はたまたま住民代表として選ばれて、やりましたけれども。それで、いろいろ調べていってるうちに、賦課金を請求する瑕疵等をいろいろ見つけて、財務整理からしてまして、それで債権者側とも協議して、最終的には新しい組合員からは賦課金の徴収をしないという約束を調停の中に取りつけ、そしてあとは事業の再開ですね。道路も途中でできてませんし、まだまだ開発が途中の段階でありましたので、それを再開すると約束を取ると。それと、あとは住所をつくる換地処分、これは住所と、そしてそのところにいらっしゃる方たちの登記をしてあげないといけない、これお金もかかります。約3億円ぐらいかかりました。これも全て債権者から出資させまして、全部することができました。めでたく最終的には、債権者も損金の税務処理しなければいけないので、損金扱い、それは調停でやってあげないと損金扱いできないんですよ。だから、最終的に、我々が本当に望んだ、一方的な要求だったかもしれませんが、その要求が通って、調停を結ぶことができたということで、最終的には解決したということなんですね。ところが、後で分かったんですけど、組合で毎月のほど会議が開かれてまして、そこ議決とかいろんなことをする、理事会もしますけども、その中で市からも担当者がそこに出てたんですよ。だから、何が駄目だったんか。賦課金を請求するのは違法だったんですね、結局、我々が見つけたんは。弁護士さんも組合に3名いましたけど、何の役にも立たず、全部我々で解決をしてしまったというような事件であります。

これで、約20年近くたったんですかね。開発も終わって、そして換地処分、当然住所もつくりました、できました。それから約20年ぐらいたって、どれぐらいの人口が増えて、そしてどれぐらいの税収が増えてということを今日はもうお聞きしようと、我々がやった解決の効果はどれぐらいのものがあつたのかということをお聞きしたいなということで一般質問させていただきます。

まず1番は、平成15年度以降、換地処分は17年にやってますけど、解決のめどがついたんは15年ぐらいたったと思うんですが、旭ヶ丘ニュータウン及びその周辺の人口増加の累計数を示されたい。当然、解決したから周りの開発も進みましたんで、ミニ開発も進みましたんで、それも含めて、人口はどれぐらい増えたのかということをお聞きしたいと思います。

壇上からの質問を終わります。

○市民環境部長 旭ヶ丘一丁目から旭ヶ丘五丁目までの地区の人口につきましては、平成15年4月1日時点で旭ヶ丘特定土地区画整理事業の施行中であったことから、正確な数値を把握することは困難でございますが、土地区画整理法に基づく換地処分の後における同地区の平成17年3月31日時点の人口である5,623人に、この間の香芝市の人口の増減率を踏まえて試算したところ、約5,400人と推定いたします。令和7年3月31日時点における同地区の人口は7,190人であることから、あくまで試算に基づく数値ではございますが、約1,800人が増加したことになります。また、同地区周辺の逢坂、北今市の各地区の人口の合計につきましては、平成15年3月31日時点が6,974人、令和7年3月31日時点が7,326人であり、22年間で約350人増加してございます。

以上でございます。

○川田 裕 旭ヶ丘の中だけで1,800人、そしてその周辺で約350人ぐらい増えた、合計2,150人ぐらいですか、増えたということで、かなりの効果があったと思います。

当時、地獄のニュータウンってたたかれましたんで、土地の値段も安くなってまして、もういきなり工事しまくりということで、あっちも工事、こっちも工事ということで、いきなりやったことを記憶に覚えております。住民が立ち上がって、こうやって闘って、住民の財産を守ることもできたということは、かなり大きな仕事をできたのではないかな、香芝市始まって以来の大きな仕事ができたんじゃないかなと、このように自負をしております。そして、これは我々も、どんどん金をかけてやっていくものは簡単ですが、お金もない中で、ほんまに人力だけでやったということでもありますので、住民の財産保護ということを考えれば、もう何百億円という値打ちはあるだろうと専門家からもちょっと言っていました。そこは明らかにしておきたいと思います。

次に、人口増加による税収増加等の額と、平成15年以降、旭ヶ丘ニュータウン内及びその周辺の固定資産税、そして住民税の増加した累計額を教えてくださいたいと思います。

○総務部長 一般に宅地開発による市税の増収効果といたしましては、人口の増加による個人市民税の増収及び山林の宅地化や住宅の新築による固定資産税の増収が想定されるところでございます。地域別の税収額に関する資料はございませんが、仮に旭ヶ丘で宅地開発がなされず、山林や畑のままであった場合の想定税収額との差分として増収分を試算いたしましたところ、平成15年度から令和6年度までの22か年度分の累計額では、個人市民税で約57億円、固定資産税で約30億円、合計で約87億円となったものでございます。これは、それぞれ市全体の6.1%、3.8%、5.0%に相当するものでございます。

以上です。

○川田 裕 約90億円弱ぐらいですかね。まあ、そういうもんです。ほかの効果を考えたら、もうやっぱり何百億円はいつてると思いますんで、分かりました。

それと、次、3番にもう行きます。

我々、これは香芝市の税収の推移ちゅうものをグラフにして、見ていただければ分かるんですが、旭ヶ丘ニュータウンが完成してから人口分布が大きく変わりました、香芝市の。変

わかりましたし、高山台さんもありますね。高山台さんも一気に増えたので、そういったものが、転入者が非常に多かった。人口分布が変わり、若くなりましたね。それからあと、ずっと人口増加を見てますと、今50代がピークだと言ってますが、大体所得税は国税ですけども、そういったものも入れれば、かなり大きな効果が出てるのかなと思います。検証のこの結果から、例えば今回は旭ヶ丘ニュータウンに絞りますが、事業破綻の危機を脱したことから、大きな人口増及び増収効果をもたらしていた場合、旭ヶ丘ニュータウン等への投資額とその整合性の確認を行いたいと思います。

そこで、15年以降の旭ヶ丘ニュータウンの投資額、義務的経費は除いていただきまして、それを示していただきたいなと思います。

○都市創造部長 行政が実施する事業については相互に関連するものであるもので、地域ごとに幾ら投資したかということを経算することは困難であり、地域ごとの投資額という数値は算出しておりませんが、仮に地理的に明確に関連づけることが可能な道路や公園、公共施設等の整備事業についての事業費を計算しますと、旭ヶ丘地内で実施されたもののうち、平成15年度以降のものにつきましては総額で2億700万円でございます。その内訳は、道路等の舗装の更新として約1億2,400万円、旭ヶ丘近隣公園における公園のトイレ、園路及び遊具の更新として約7,000万円、旭ヶ丘子ども広場公園の設置として約1,300万円でございます。

以上でございます。

○川田 裕 ちょっと最後のところだけ聞こえにくかったんですが、最後、子供何か言うてました。

○都市創造部長 旭ヶ丘子ども広場公園の設置として約1,300万円でございます。

○川田 裕 はい、分かりました。

全部で、もう僅かですよ。よその地域に比べて非常に少ないんじゃないですか、これ。これだけ大きな効果をもたらして、これだけなんか、それ言いたかったんですけどね。何で旭ヶ丘にはやってくれないんだということでした。

いろいろありますけれども、今まで、実際税収も増えて、そして固定資産税も増えて、そして人口の増加も行ったと、財産保護も行ったということだから、もうちょっとやっぱり真摯に向き合っていて、旭ヶ丘ニュータウンの要望も、あまり出されることは少ないと思います。出た場合にはよろしくお願ひしたいなと思います。

「二上駅北側ロータリーの停車スペース拡大について」

○川田 裕 次に行きます。次は、二上駅北側ロータリーの停車スペースの拡大についてを質問したいと思います。

二上駅北側のロータリー及び都市計画道路の整備は、これは本件組合事業、これはさっきの区画整理組合事業ですね、旭ヶ丘の。これのアクセスの利便性向上と旭ヶ丘ニュータウン

の宅地の利用価値を高めることを目的として、旭ヶ丘ニュータウン組合が負担金を出して整備したロータリーであります。都市計画道路である畑分川線に関しましては、昭和58年度から平成元年度にかけて、総事業費約4億900万円ですかね。負担金が11億円ですか。違います。総事業費。本件組合負担金が1億1,600万円。二上駅前線に関しましては、昭和60年から平成5年にかけて、総事業費が19億3,000万円で、組合負担が5億5,000万円ということで、合計総事業費23億円をかけて費やして、旭ヶ丘ニュータウンのアクセス向上等のために整備したロータリー等であります。しかし、現状では、人口増加や車社会の影響もございまして、以前から二上駅の北側ロータリーにおける停車スペース、この拡張を求める声は多く出ておりました。通勤や子供たちの通学における送迎で、多くの市民から生活に係る利便性の向上が強くと求められておりました、停車スペースを拡張することを要望するものでありまして、以下に香芝市の見解を示していただきたいと思います。

そして、まず1番、近鉄大阪線二上駅北側駅前広場再整備計画の内容。香芝市のホームページには、近鉄大阪線二上駅北側駅前広場再整備計画が示されております。本計画の資料の2ページ、これ補足資料でつけておりますが、その整備されるイメージのイラストの上段の写真ですね。補足資料の2番を参照してください。議会において審議すらされていないイメージ図が掲載されておりました、交番所の北側の芝生公園については議会で予算を議決していますが、イメージ図北側の芝生スペースについては一切審議すらされておられません。令和7年9月議会でも、議会で議決もしていない、まだ議案も提出されていないものがホームページに出てるということを他の議員さんたちがただしておられました、それと同等のものだと思っております。その理由について、まず説明をされたいと思います。

○都市創造部長 ご指摘の近鉄大阪線二上駅北側駅前広場再整備計画に掲載しているイメージ図は、近鉄大阪線関屋第5号踏切の拡幅等も含めて、今後整備する可能性のある内容の全体図、理想の在り方として掲載したものでございます。他の事業においても、あらかじめ計画しているイメージ図をお示しすることは一般的に行われているものでございます。市政の方向性について市民にお示した上で、その後に具体的な予算案を議会に提案することというものは通常の手順であるというふうに考えております。何ら問題のないものと考えております。

なお、ご指摘の区画、駅前広場の北側の区画に芝生広場を整備するためには、既存の駅前ロータリーの機能を確保した上で、少なくとも交通量調査等を実施し、ロータリーの機能を改良する必要があり、踏切の拡幅のために近畿日本鉄道株式会社との協議等を調える等、今後様々な手続を経て進めていく必要がございます。

以上でございます。

○川田 裕 何で通常どおりなんですか。ここは都市計画道路でしょう。都市計画に基づいて、旭ヶ丘ニュータウンの区画整理事業として、そして負担金を請求されて、負担金の意味を教えてください。負担金というのは何のため取られるんですか。

○都市創造部長 今回の場合は、畑分川線及び二上駅前線の部分につきまして道路を整備

するために負担を求めたものでございます。

以上でございます。

○川田 裕 いや、負担金というのは受益者負担の考え方でありまして、いわゆる特別な利益を受ける住民とか団体、ここではニュータウンですね。その事業の原因をつくった者に対して、その費用の一部を負担させる金銭的な義務なんです。だから、負担金を取られるということは、旭ヶ丘ニュータウンの価値を高めるために負担金を出してるわけじゃないですか。そうでしょう。それ減歩に全部入ってるから、みんなの土地代にも入ってるわけですよ、このお金は。それを何が、おかしくないですか。都市計画のここ、二上駅前北側、都市計画でしょ、これ。都計、そんなん勝手に変えて、勝手に公表していいんですか。

○都市創造部長 この部分につきましては、一部を撤去して縮小する場合であっても、近畿地方整備局長の承認を得ることができれば補助金等の返還を求められるものではございません。そういった部分で、県には確認は取っております。ただし、そこについて承認を得ようとするれば、かなり詳細な絵が必要というふうに聞いております。

以上でございます。

○川田 裕 いや、承認を取るって、そんなん、市の一方的な理由を聞いて承認するわけないんです、県が。県のそれ指導と言うんだったら、僕も県へ行ってきましたよ。だって、これ旭ヶ丘ニュータウンのために造ったロータリーでありまして、お金も全部、負担金も取られてやってるわけじゃないですか。まず、それ地域住民の利益者ですよ。利益者の意見も聞かなければならないですよ。そんなん、住民が反対してるもん許可するわけないですよ。

目的が、これ次のとこ、2番へ行きますけど、北側ロータリーを縮小している趣旨を聞きたいんですけどね。香芝市ホームページに本計画が示されてると、この計画は大体、一体何の計画なんですか。計画ちゅうのは書いてますけど、計画という字を使ってますけど、都市計画やって、これ一体何の計画なんですか。

○都市創造部長 駅前北側の再整備計画でございます。

以上です。

○川田 裕 ということは、これ都市計画なんですか。都市計画をやろうとしてるんですか、これ。計画という名前をいきなり使ってるんですか。だって、ここ都市計画地でしょ、二上駅前というのは。それを改めるんだったら、新たな都市計画をつくらないと駄目じゃないですか。そうじゃないんですか。それ聞いてるんですよ。はっきり答弁に残してください。

○都市創造部長 一旦終わっている部分でありますので、その部分について再整備するものでありますので、新たに都市計画を打つことはないというふうに考えております。

以上です。

○川田 裕 いや、そんなことないですよ。それやったら、何でもやっていいということになるじゃないですか。そうでしょう。一回県へ行ったら、これもう住民の意見を言うてきますわ。もうそれ言うとかないと、勝手に好き放題言われて、やられたらたまったもんじゃない

ですよ。旭ヶ丘ニュータウンの人は自分たちの土地の価値を高めるため、そしてアクセスをよくするために莫大な負担金まで出して、その後処理も市は何もしてくれなくて、僕らが全部やったんですから。それをこんな簡単に言うてもらったら困りますよ。これ縮小したイラストを見て分らないですけど、今も言いましたけど、二上駅って急行を止めるんじゃないんですか。将来、急行を止めるとか。人口かて、まだ増える余地あるじゃないですか、ここ。別の区画整理もあるでしょう。それ拡大してくれるんだったら分かりますけど、縮小してどないするんですか。今、旭ヶ丘の僕ら昔運動したときの活動の人たちともいろいろ話し合ってたんですけど、みんな怒ってますよ。どんだけ汗かいて我々やったんか。それをこんな簡単に紙切れ1枚で、縮小しますよと。そしたら、旭ヶ丘の宅地の利用価値を下げるといふことですか、これは。そのことを今日言いたくて一般質問やってるんですよ。こんなもん大体都市計画を改変するんだったらもう一回やってもらわないと、住民の意見も聞いてもらわないと、そんなもんこれ首長の意見一つでできるわけないっすよ。県へ行ってきました、取りあえず。県へ行ってきましたよ。思いつ切り言うてきますわ。

これ内容かって、公共施設や商業施設もないままで、発展が見られない。いや、我々が造ったのはアクセス道路を造ったんですよ。旭ヶ丘から皆さん車で行っていただいて、ロータリー止めたりとか、それを造ったわけですよ。誰も駅前の商業施設とか造るものなんか我々は一切造ってないですよ。それを何でこんな書き方されないといけない。それは言うんだったら、市が周りの土地でも買収して、やればよかった話じゃないんですか。何でロータリーにここかけられてるのかなと思ってんですよ。歩行者が利用できる飲食スペースや子供たちの遊び場を整備し、マルシェや地場産物産展を開催して、にぎわいを創出し、周辺地域の活性化を、ロータリーでこんなもんするんですか。たまにやるぐらいやったらいいんかもしれないですけど、こんなもん路上駐車も増えるわ、もう邪魔じゃないですか。やるんだったら、よそでやってくださいよ。ほんで、まして、こんなロータリー小さくして、やらなきゃいけないんかということで、もう疑問だらけなんですよ。これは、またビラでもまいて、旭ヶ丘全部に配りたいと思っております。だから、これは県へ行ってきましたわ。

3番、もう次に行きます。

他の駅前整備との比較ですね。本件組合の、この旭ヶ丘の組合の区画整理事業の補助事業によって駅前ロータリー等の整備を行ったと今言ってます。その他香芝市内における駅前ロータリー等の整備を伺うと、近鉄五位堂駅北側ロータリー、JRの志都美駅前ロータリー、そして二上駅南側ロータリー、これが区画整理で一応やられたと。高山台も最初言うてたんですけど、あれは違うかったんですね。それ以外に、区画整理事業、その土地の方が自らお金をかけて造られたロータリーというのはほかにはどこかあるんですか。

○都市創造部長 まず、近鉄大阪線二上駅北側ロータリーにつきましては、旭ヶ丘特定土地区画整理事業の施行に伴い、本市が街路整備促進事業費補助金を活用して整備したものでございます。また、近鉄大阪線五位堂駅北側、JR和歌山線志都美駅西側及び近鉄大阪線二上駅南側ロータリーについても同様に、区画整理事業の施行に伴い、本市が街路整備促進事

業費補助金等を活用して整備したものでございます。

○川田 裕 そうですよ。参考資料の皆さん1を見ていただきたいんですけど、これ香芝市の区画整理事業を表にまとめといたんですよ。ここに、この表の下から2行目、平均減歩率というやつがありますね。もともとその土地を持っておられた方が、例えば西真美だったら38.9%の土地を事業費として渡しておられるわけですよ。土地で渡してるんですね。この土地を売って、道路を造ったりとか、いろんなものを造ってるということですね。旭ヶ丘はこれ46.8%ということで、300億出してるわけですね。もともとの規模が大きいから、かなりの金額の減歩をやってるわけでありまして。だから、こうやってみんな自分たちのお金で負担金を取られて、やってるロータリーとそうじゃないロータリーというのは2種類ありましてね。整備するんだったら、都市計画等で立てて、やるんでしょうけど。だけど、その違いは何なんだと。じゃあ、これ駅前のロータリーも全部市でやってくれてたら、減歩もうちょっとましになったんじゃないですか、我々も。その違いは何なんですか。

○都市創造部長 すいません。その違いというのが、旭ヶ丘特定土地区画整理事業さんが負担金をなぜ払われたのかという部分につきまして、詳しい部分につきましては私ちょっと理解しておりません。申し訳ございません。

○川田 裕 理解してないって、市から、これ造るんだったら負担金が要りますよって求められてるんですよ。僕、財務書類を全部見てますから知ってますよ。だけど、高山台なんか、あれ市で整備されてるじゃないですか、南側のロータリーは。高山台さん、負担金は取られてないです、あそこ。ほんで、今度、負担金を取られてる側は縮小するって言われてるんですよ、今。こんなふざけた話ないですよ。ほんで、ほか、今度、五位堂の駅前の何か今日聞いてて、近鉄大阪五位堂駅南側駅前広場整備基本構想ってありますね。南側に今造るということ、これ読んでたら書いてあると。将来的に、さらに交通量が増加する可能性を見込んだ場合、なるべく大きな面積を確保するって書いてあるんですよ。この二上駅前北側整備も非常に交通量が多いと書いてあるんですよ。どっちも交通量が多いわけですよ。この違いは何なんですか。片方は縮小するって言うてると。にぎわい創出するんやったら、自分、別で土地を買って、そこでやったらいいじゃないですか。何でロータリーを縮小しなあかんのですか。ほんで、これかって南側のこれぺらぺら書いてます。これも聞きたいんですけど、これは都市計画に基づく基本構想をつくられたということですか。

○都市創造部長 五位堂駅の南側につきましては、都市計画を基に基本構想を今させていただいて、基本計画をさせていただいてる状況でございます。

以上です。

○川田 裕 ということは、これ奈良県知事にも提出されてるんですね。基本構想をつくって、つくったら県知事に提出するんですよ。

○都市創造部長 基本構想につきましては、補助金等はもらっておりませんので、県へ報告はしておりません。

以上です。

○川田 裕 これ公聴会とか開催等住民の意見を反映させたんですか。

○都市創造部長 すいません。ホームページに掲載させていただいただけで、住民さんからの意見等については、声については聞いておりません。

以上でございます。

○川田 裕 これ市町村の都市計画に関する基本的な方針でしょう。市町村は議会の議決を得て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画の区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針を定めるものとするでしょ。今、その方針をつくっておられるんですよ。次の項には、市町村が基本的方針を定めようとするときには、あらかじめ公聴会の開催等住民の意見を反映させるため、必要な措置を講ずるものとする。それができたら、遅滞なく県知事に通知しなければならないと。これのことですよ。違うんですか。

○都市創造部長 今、作業させていただいてる基本計画についてはそういった形で進ませていただきます。

以上でございます。

○川田 裕 いや、だから、これ住民の意見を聞かないとできないじゃないですか。それ住民の意見とか、いつ聞かれるんですか。何回も聞かなあかんでしょ、これ。

○都市創造部長 休憩を取っていただいてありがとうございます。

今おっしゃっている部分につきましては、都市計画マスタープランの部分であるというふうに思います。

以上でございます。

○議長（筒井 寛） すいません。聞き取れませんでした。もう一度お願いいたします。はっきりお願いいたします。

はい、津本部長。

○都市創造部長 公聴会等につきましては、都市計画マスタープランの部分であるというふうに思います。

以上です。

○川田 裕 都市計画法の第18条の2の2項、市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする聞いてるんですよ。これ都計法から聞いてるんですけどね。マスタープランなんかどこにも一言も書いてないっすよ。もう、それ調べといてもらったら。

○都市創造部長 その部分についてはちょっと調べさせていただきます。

○川田 裕 それと、もう一点お聞きしたかったの、これ比較したいんですよ。我々、旭ヶ丘ニュータウンは負担金を取られてるわけですよ。こんな負担金とかもないじゃないですか。逆に土地とか買収もしていかなあかんわけでしょう。大体、総額的にこれ関連道路も入れてどれぐらい見込んどるんですか。五位堂の南側ロータリーと関連道路というのはどれぐらい見込んどるんですか。だって、積み上げしていかないと、今いろんなものがどんど

んどんどん出てきてるでしょう、お金が要るもんが。これ試算もなく、こんな勝手に進めるわけがないじゃないですか。だから、それをお聞きしてるんですけどね。

○都市創造部長 正確な数字ではございませんけども、20億円から30億円ぐらいかなと。これは近鉄の下田駅の北側のロータリーから考えると、それぐらいの費用がかかるっていうふうには試算しております。ただし、まだ今基本設計の段階でございますので、今後、基本設計が終わりますと、ある程度の試算のお金が出るというふうに考えております。

以上です。

○川田 裕 いや、基本設計って、まだ、もう基本設計入ってるんですか、これ。基本設計って、設計屋さんに頼んで。あ、そう。いや、だって、これまだ、都計法のあれからいったら、もっといろんなやらかなあかんことあるんじゃないんですか。そんな簡単に設計を出して、はあ、できましたわって、それやりますわって、できますの。住民に反対されたらどうするんですか。順番おかしくないですか。費用も今20億円や30億円や言うてるけど、そんなもん蓋を開けたら50億円かかるとか、また出てくる可能性もあるじゃないですか。道も造らないけないでしょう。今の段階でできないちゅうこともあるわけでしょう。こんだけ金が積み重なっていったるわけだから、今。要る予想がね。その辺は慎重にひとつやってください。議員さんの意見を聞いてね。要るか要らんか言うたら、みんな要るんですよ。だけど、無謀な、身の丈を超えた、あまりのものはできないからね。そこはちょっと慎重にお願いをしておきたいと思います。だから、それも含めて調べといてください。

「香芝市スポーツ公園プールの償還等について」

○川田 裕 それと、次、もう(3)番に行きます。香芝市スポーツ公園のプールの償還等についてお聞きします。

香芝市スポーツ公園プール、以下プールといいますね。香芝・王寺環境施設組合の焼却場建設による周辺地域への地元対策として、要望事項の一つとして建設された施設であります。令和8年には開業すると聞き及ぶが、その総事業費等の詳細を確認したいものであります。まず、そこから聞いていきたいと思います。

1番、プールの総事業費と地方債残高ですね。プール建設に要した総事業費とその起債分を上乗せした地方債残高を示していただきたいと思います。

○総務部長 香芝市スポーツ公園プールの総事業費は、アクセス道路の整備等の費用を除きまして、32億2,754万2,060円でございます。また、令和7年度末時点の香芝市スポーツ公園プールに係る地方債の残額は、令和7年度中に発行を予定している額を含めまして、約14億9,000万円となる見込みでございます。なお、地方債の発行見込額は10億1,550万円でありまして、令和7年11月末時点で1,660万3,685円の償還が終了しているものでございます。

以上です。

○川田 裕 ほな、総事業費で約32億円、真水で何ぼなんですか。

○総務部長 総事業費から国庫補助金と地方債償還に伴う交付税措置分を差し引いた市の実質的な負担額につきましては、地方債利子と合わせますと、最終的には約16億円となる見込みでございます。

以上です。

○川田 裕 じゃあ、10億円が真水だということですか。10億円が、いやいや、ちょっと聞いてるんですよ、今。10億円が真水だということですか。16億円。もう一回ちょっと答弁、ゆっくり言ってくださいね。

○総務部長 失礼いたしました。市負担分の実質、議員おっしゃる真水分につきましては、最終的に約16億円となる見込みでございます。

以上です。

○川田 裕 はい、分かりました。16億円。

そのアクセス道路も要るじゃないですか。それも入れたら幾らになるんですか。アクセス道路は幾らかかるんですか。

○都市創造部長 アクセス道路の整備等の費用を除いた分が、すいません、もう一度質問お願いします。

○議長（筒井 寛） ちょっと待ってください。

暫時休憩します。

休憩を解いて再開いたします。

津本部長。

○都市創造部長 すいません。アクセス道路の部分は手持ちの資料がございません。申し訳ございません。

○川田 裕 じゃあ、そのプール関連に係ったアクセスも入れて、また教えてください。電話で結構ですから、また教えてください。

それと、次、償還と補助等の見通しですね。プール等に発行した起債の償還計画をまずお聞きします。

○総務部長 香芝市スポーツ公園プールの建設に伴いまして発行する地方債の額は15億1,550万円となる見込みでございますが、令和7年11月末時点で1,660万3,685円を償還しておりまして、令和23年3月末に償還を終了する予定でございます。

以上です。

○川田 裕 分かりました。

これ交付税措置等はあるんですか。

○総務部長 償還に対します交付税基準財政需要額へは令和28年度交付税まで措置される予定でございますが、地方債発行額の約24%に相当します3億5,713万円が交付税措置される見込みとなっております。

以上です。

○川田 裕 需要額に乘せられるということですね。はい。これは、それも全部引いて真水

が16億円ということですね。ありがとうございます。分かりました。

そしたら、最後の質問になりますが、香芝・王寺環境施設組合への請求ですね。これはいろいろすったもんだして、香芝市に施設があるから香芝市が払うのが当然だと。いや、そんなことないよということで、いろいろもめごとがあって、地方債では白鳳台の公民館ですか、あれとかいろいろ、あんなんは一応勝訴されてるわけですけども、今控訴されてると。中身は今聞きませんが。それとは別に、プールの償還も当然に、組合の地元要求で造ったやつですから、地元の要望で造ったやつですから。この事業費の債務者である香芝・王寺環境施設組合への負担金の請求、これはいつから行われるのか、それをまずお聞きします。これは、市長は管理者なんで、副市長にお聞きします。

○副市長 まず、時期のお話でよろしいでしょうか。はい。償還分担金の請求の時期は、香芝市と香芝・王寺環境施設組合との間で協議し、定める予定でございます。時期につきましては、工事は令和8年夏頃に香芝市スポーツ公園プールの整備が完了し、事業費の額が確定した後において、する予定でございます。

○川田 裕 ということは、令和8年度、来年度の夏ぐらいに協定を結ばれて、負担金請求を行っていくと、こういう解釈でよろしいですか。

○副市長 プールが完成し、事業費の確定をまずさす必要がございますので、その後において、していきます。

○川田 裕 ちょっと関連なんですけど、道路の分も一緒だと考えといていいですね、畑分川線の1号の。

○副市長 おっしゃってるのは畑分川線の橋梁の部分のお話ですね。あそこも今工事中でございまして、少し工事が延びてるようございますので、完了時期を見た中で協議をしてまいります。

○川田 裕 そこは、もうぶれずによろしくお願ひします。

それでは、一応質問項目は全部終わりました。最後に、まとめとしまして、住民の意見を聞いてください。住民の意見を聞いて、やってください。もう、そんなん、賛成か反対かだけで物は進むものじゃないし。適法だから問題ないんだというんじゃないで、行政のやってる事務なんか全部適法しかやったらいけないじゃないですか。その中で、道義的なものがあるれば、過去の歴史もあるし、もういろんなものがある中で、総合的に勘案して物事、意思決定をやっていくというのは当たり前の話であると思っております。だから、そのあたり皆さんも行政の原点に戻って、やっていただきたいなど。やっぱり住民の意見を聞いていただかないと、地方自治の本旨ですから、そこが原点ですから、そこはよろしくお願ひしたいと思ひます。

今年最後の一般、え、何。あ、言うの。

○議長（筒井 寛） 答弁の修正。答弁の追加ね。

よろしいですか。すいません。

では、答弁の追加、発言の許可を求められておりますので、許可いたします。

津本部長。

○都市創造部長 先ほど議員おっしゃってました都市計画法の18条の2の基本的な方針でございますが、これにつきましては、マスタープランが基本方針ということでございます。

以上でございます。

○川田 裕 また、戻ってしまいますけど、さっきのほんだ基本方針というのは何なんですか。マスタープランじゃない。マスタープランあるの、今。あるの、マスタープランは。え、その今のどれでした。また、ごめんなさいね、戻って。まだ7分あるんで、よかったです。この基本構想、近鉄大阪線五位堂駅南側駅前広場整備基本構想って、これはじゃあ一体何なんですか。これはマスタープランをつくるための基本構想じゃないんですか。だって、基本構想をつくって、あなたたちが呼んでるのはマスタープラン。法律には基本方針って書いてますよ。それをつくって、やっていくわけでしょ、都市計画を。だから、これは何なんだと。不思議なものじゃないですか。そこ位置づけ、はっきりして、また教えてください。多分、おかしいでしょう。

○都市創造部長 香芝市都市計画マスタープランはもうございます。

以上でございます。

○川田 裕 いや、それあるのは分かってるんですよ。分かってるけど、内容これ具体的に詰めていっとるわけでしょ。だって、中には基本構想に即したものでなければならぬって書いてるじゃないですか。これは具体的な案を今つくってるわけでしょ。違うの。あ、もういいですわ。もう県に聞いてきますわ。もう県に聞いてきます。もう奈良県に聞いたほうが早い。はい、分かりました。

じゃあ、今年最後の質問になりましたけれども、いろんなことが仕事やってたらあるわけでありまして、楽しいことも、苦しいことも、いろいろ皆さんあったと思います。残すところあと少しで、今年のを見たら、この1年間、年末年始の休暇も非常に長くありますので、もう仕事の嫌なことはみんな忘れて、たまにはゆっくりと静養いただきまして、また来年新しい元気な顔を見せていただきたいなと思います。本年1年間、どうもよろしく、ありがとうございました。じゃあ、質問を終わります。